

東京都立大泉特別支援学校管理運営規程

10 大泉養護 第 718号
平成10年 12月 25日
校長 決定

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立大泉特別支援学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、必要に応じ児童・生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童・生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度な知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。（ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。）

1 分掌部

教務部、情報教育部、生活指導部、研究研修部、支援部、保健部を置く。なお、各部の分掌内容は、別表1のとおりとする。各分掌主任には、主幹教諭を充てる。ただし、主幹教諭、主任教諭の配置数によっては、主幹教諭に代わって主任教諭、主任教諭に代わって教諭がその任に就くこととする。

2 学部

小学部、中学部、高等部及び自立活動部を置く。各学部には、訪問学級を置く。
各学部主任には主幹教諭、各学年主任に主任教諭を充てる。ただし、主幹教諭、主任教諭の配置数によっては、主幹教諭に代わって主任教諭、主任教諭に代わって教諭がその任に就くこととする。

3 教科・領域

學習指導要領に基づき、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育課程、知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程、自立活動を主とする教育課程を置く。各教科における教育課程編成、物品管理、教材整備、學習指導整備等を行うための校務組織として教科会を設置する。

国語・算数・数学、社会、理科、生活、英語、音楽、体育、図工・美術、技術、家庭、情報、自立活動、作業、道徳科、生活単元学習、総合的な学習（探究）、特別活動を置く。

4 企画調整会議

大規模改修委員会を兼ねる。

5 職員連絡会

6 委員会

大規模改修委員会、予算調整会議、分掌主任会、学部主任会、進路担当者会、防災対策委員会、防災教育推進委員会、学校保健委員会、安全衛生委員会、教科書選定委員会、医療的ケア安全委員会、都立学校開放事業運営委員会、ホームページ管理運営委員会、省エネ委員会、ハラスメント委員会、汚職防止委員会、教育課程検討委員会、学校給食運営委員会、アレルギー対応委員会、いじめ防止対策委員会（学校サポートチーム）、コーディネーター委員会、障害者雇用業務調整委員会、主任学校介護職員会、業者選定委員会、医療的ケア専用通学車両委員会、図書委員会、成績一覧表作成委員会を置く。なお、各委員会の分掌内容は別表2のとおりとする。いじめ防止対策委員会（学校サポートチーム）については、生活指導部内に置く。

7 学校運営連絡協議会

本校の教育活動が、保護者や地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者及び地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根差してより発展していくための学校支援組織とする目的とする。協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の視察並びに学校評価等を通して協議を行い、校長に対して本校の学校運営、教育活動及び家庭や地域との連携について助言する。協議委員は学識経験者及び地域の方等外部の委員が8名、校長他内部の委員が4名、計13名である。また、協議会の中に学校評価委員会を設置し外部評価を集計し学校評価報告書原案を作成する。

8 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし各部活動の指導業務は当該部活動の指導を分掌とする職員及び指導を委嘱されたものが行う。

9 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員連絡会における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、必置主任とする。

なお、校長が必要とする場合には、関係分掌等を代表する教職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 学校運営連絡協議会委員の参加

校長が必要と認めたときは、企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

5 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員連絡会

1 目的

職員連絡会は、校長の補助機関として次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 学校運営連絡協議会委員の参加

校長が必要と認めたときは、職員連絡会に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

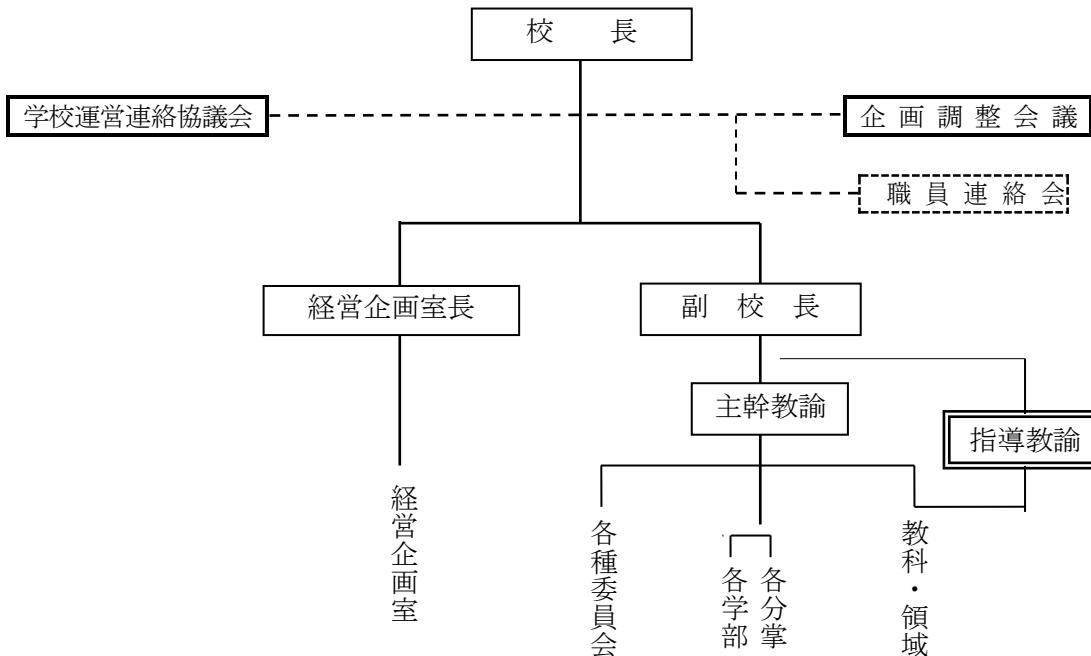
4 開催

定例会は、原則として月一回開催する。

- 5 招集
校長が招集し、その運営を管理する。
- 6 司会
校長が選任する。
- 7 記録
校長が記録者を選任する。記録者は、職員連絡会の要旨を職員連絡会記録として取りまとめ、職員連絡会終了後、直ちに職員連絡会記録を校長に提出し、職員連絡会の要旨が正確に記載されているのかの確認を受けなければならない。
- 8 運営
 - (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
 - (2) 校長の意思決定に資するため、職員連絡会において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第14 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するものの他は、校長が定める。

第15 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第16 校内規程

校長は、この規程に基づき、その他の校内規程を定める。

第17 情報開示

この規程及びその他の校内規程については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附則 この規程は、令和4年4月1日から改定する。

この規定は、令和5年4月1日から改定する。

この規定は、令和6年4月1日から改定する。

令和6年度 管理運営規程 別表1

分掌名	分掌内容
教務部	教育課程関連業務、儀式的行事関連業務、教科書図書及び学校図書関連業務、学籍事務、学校だより、学校要覧作成等、介護等体験等
情報教育部	情報教育推進及びコンピュータ等管理業務、情報・視聴覚機器管理等関連業務、ホームページ管理業務
生活指導部	児童・生徒の生活指導および安全指導、校舎内外の安全点検管理、避難訓練、防災体制の企画・実施、消防署・警察署等との連携、スクールバスの庶務・運行予定表作成・安全運行管理。
研究研修部	校内研修等の計画・推進、各種研修会の企画・実施、研究紀要等の作成、研究図書の購入、初任者の校内研修企画等
支援部	特別支援教育の理解啓発事業、就学相談・入学相談及び進路関連業務、関係諸機関連携、学校公開・学校紹介・体験入学、副籍交流・交流教育関連業務、公開講座及び学校開放事業等、PTA関連業務
保健部	学校保健・衛生、学校環境衛生管理、学校給食、摂食指導に関すること、医療的ケアに係る企画・立案・実施・推進、説明会や研修会企画・実施等

令和6年度 管理運営規程 別表2

委員会名	分掌内容
大規模改修委員会	改築に向けた準備
予算調整会議	予算調整等を行うために必要な資料収集、分析および必要な調整の実施
分掌主任会	分掌部間の情報共有、調整等
学部主任会	各学部に係る行事及び学習活動等の企画・立案・実施及び学部間の調整等
進路担当者会	進路に係る学部間の情報共有、地域の関係機関に関する資料収集等
防災対策委員会	安全管理、災害・不審者の対策、対応等
防災教育推進委員会	地域と連携した防災教育推進事業等
学校保健委員会	学校保健・衛生環境に関する協議・研究の企画・実施等
安全衛生委員会	教職員等の健康管理、校内の安全・衛生に関する企画・立案等
教科書選定委員会	高等部の教科書の選定に関する業務等
医療的ケア安全委員会	校内の医療的ケアに関する整備・調整等
都立学校開放事業運営委員会	都立学校公開講座やプール開放事業に関する計画・調整・実施・運営等
ホームページ管理運営委員会	ホームページの管理・運用、記載内容・セキュリティの検討等
省エネ委員会	校内の省エネルギーに関する立案・実施・調整等
ハラスメント委員会	セクハラ・パワハラの防止・相談、研修等の企画・実施等
汚職防止委員会	業務の適正実施・法令順守に関する管理、研修等の企画・実施等
教育課程検討委員会	全校の教育課程に関する内容について検討、調整の実施
学校給食運営委員会	本校の給食に関する内容について検討、協議、調整の実施
アレルギー対応委員会	給食時のアレルギー対応や学校生活全般のアレルギー対応について検討
いじめ防止対策委員会(学校サポートチーム)	本校におけるいじめの防止、早期発見等の対策を検討
コーディネーター委員会	学校コーディネーターと校内(学部)コーディネーターと業務調整
障害者雇用業務調整委員会	障害者雇用(スクール・チャレンジド・スタッフ)の業務についての連絡調整
主任学校介護職員会	学校介護職員に係る学部間の情報共有、連絡調整
業者選定委員会	宿泊を伴う行事等に係る業者の選定
医療的ケア専用通学車両委員会	医療的ケア専用通学車両に係る車両、乗車者、看護師等の情報共有、連絡調整
図書委員会	図書室の整備、図書の選定、読書活動の推進等
成績一覧表作成委員会	成績一覧表作成に関する業務等